

第 4 7 号 議案

東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、中央図書館谷中分室を設置するため提出します。

東京都台東区生涯学習センター条例の一部を改正する条例

東京都台東区生涯学習センター条例（平成13年6月台東区条例第55号）の一部を次のように改正する。

第15条の表分室の部に次のように加える。

東京都台東区立中央図書館谷中分室	東京都台東区谷中五丁目6番5号
------------------	-----------------

付 則

この条例は、台東区教育委員会規則で定める日から施行する。